

京都市民生委員・児童委員
及び主任児童委員
推薦の手引き

令和 4 年 6 月
京都市保健福祉局
京都市子ども若者はぐくみ局

目 次

民生委員・児童委員改選の基本方針	1
主任児童委員改選の基本方針	2
民生委員・児童委員のあらまし	3
主任児童委員のあらまし	4
民生委員・児童委員及び主任児童委員改選手続の概要	5
民生委員・児童委員の定数基準について	8
民生委員・児童委員の選任について	10
民生委員・児童委員選任要領	13
主任児童委員の選任について	18
主任児童委員選任要領	20
民生委員法	23
児童福祉法（抄）	27
民生委員法施行令	29
京都市民生委員の定数に関する条例及び要綱	30
京都市民生委員推薦会規則	31
京都市民生委員推薦区会及び同分会設置要綱	32
要綱実施細目	34
社会福祉法（抄）	38
児童委員の活動要領について	40
児童虐待の防止等に関する法律（抄）	46

民生委員・児童委員改選の基本方針

- 1 改選は、自主性・奉仕性・地域性という民生委員・児童委員の基本的性格を踏まえて、社会福祉に対する理解と熱意を有し、地域の実情に通じ、地域住民の信頼を得て、その期待にこたえ、地域福祉の推進を図るとともに、福祉と保健・医療の連携を図る等の具体的、積極的な活動が期待できる民生委員・児童委員としての適任者を確保することを主眼として行う。
- 2 改選は、現民生委員・児童委員の一斉退職を求めるものではなく、現民生委員・児童委員の中の適任者は再選できるものであるが、再選にあたっては具体的な活動実績等を十分考慮するとともに、任期中の職責を十分果たせると思われる者の選任に配慮する。
- 3 高齢者、障害のある人、児童、母子等の援助を必要としている人々や世帯が、地域において安心して暮らせるためのネットワーク活動が強く要請されており、これに対する十分な理解と熱意を有する者の選任に配慮する。
- 4 民生委員・児童委員が地域社会の信頼を得て、住民の期待に応えるためには、活発な行動力と柔軟な指導力、また児童・子育ての問題について、より積極的な活動が強く要請されていることを考慮し、その円滑な世代交代や若返りに配慮する。

具体的には、現在、民生委員・児童委員でない者を新たに選任する場合は65歳未満の者を選出するが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であるものとする。また、現在の民生委員・児童委員の中から選任する場合は75歳未満の者を選出する。
- 5 民生委員・児童委員活動には、永続性と継続性が要求されることから、改選により新たに選任された者については、速やかに研修会を実施し、委員としての自覚を促すとともに、その職務内容等を具体的に指導する。

また、民生委員・児童委員活動が滞ることのないよう速やかかつ十分な引継ぎが行われるよう配慮する。
- 6 民生委員・児童委員の定数が極めて少ない民生児童委員協議会や、複合化した福祉課題が存在したり、山間部にある民生児童委員協議会については、定数に配慮するとともに、当該地域の実情や施策についての十分な理解と活動ができる者を選任するよう配慮する。

主任児童委員改選の基本方針

1 資格要件及び適格要件について

主任児童委員の改選にあたっては、民生委員・児童委員（以下「委員」という。）の資格要件及び適格要件を備え、児童福祉に造詣が深くかつ児童福祉に関する理解と熱意を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を確保することを主眼に行う。

なお、現主任児童委員の中の適任者を再選できるものであるが、再選にあたっては任期中の職責を十分果たせる者の選任に配慮する。

2 定数配置について

「委員の定数が5人以上の民生児童委員協議会（以下「民児協」という。）」については、厚生労働省の基準に基づき配置する。また、「委員の定数が極めて少ない民児協（概ね4人以下）」については、原則1名を配分する。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも可能であるものとする。

3 年齢制限について

現在、主任児童委員でない者を新たに選任する場合は55歳未満を原則とするが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であるものとする。

また、現在の主任児童委員の中から選任する場合は75歳未満の者を選出する。

民生委員・児童委員のあらまし

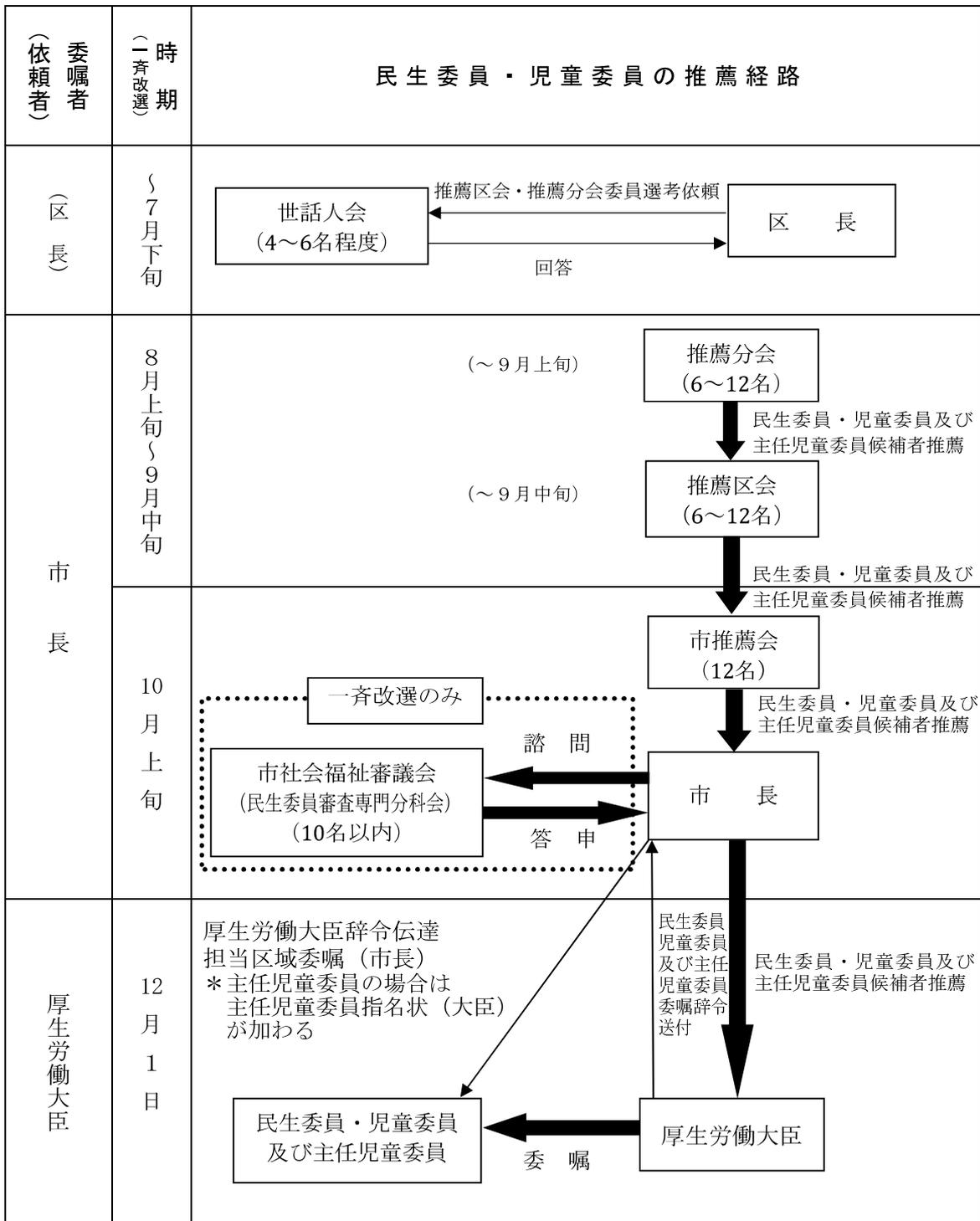
身 分	非常勤，特別職の地方公務員 (自治省回答)
委 嘱 者	厚生労働大臣 (法第 5 条)
委 嘱 日	1 2 月 1 日 (事務次官依命通達)
任 期	3 年 (補欠の委員の任期は，前任者の残任期間) (法第 1 0 条)
定 数※	原則として，2 2 0 から 4 4 0 までの間のいずれかの数の世帯ごとに委員 1 名の基準により算出する。 (雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長通知)
組 織	市長が定める区域毎に民生委員協議会を組織する。(法第 2 0 条) 民生委員の互選により，民生委員協議会の会務をとりまとめ，会を代表する会長 (1 名) を定める。 (法第 2 5 条)
資 格	(1) 市議員の選挙権を有し，成年に達した者であること。 (2) 人格識見が高いこと。 (3) 広く地域社会の実情に通じていること。 (4) 社会福祉の増進に熱意を有すること。 (5) 児童委員としても適当であること。(法第 6 条) (6) 年齢について，新任の場合は原則として 6 5 歳未満のものを選出するが，地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であるものとする。再任の場合は 7 5 歳未満であること。(委嘱日現在) (雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長通知，要綱実施細目)
職 務	(1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。 (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ，助言その他の援助を行うこと。 (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。 (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し，その事業又は活動を支援すること。 (5) 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。 (6) 必要に応じて，住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。 (法第 1 4 条) (7) 児童委員の任務を行うこと。(児童福祉法第 1 6 条)

※ 本市の条例においては，次ページの主任児童委員を含めた定数について，2 0 0 以上 3 0 0 以下の世帯につき 1 人の民生委員を置くことを基準としており，具体的な定数については，要綱において 2，7 2 8 人と定めている (P. 3 0 参照)。

主任児童委員のあらまし

身 分	非常勤，特別職の地方公務員 （自治省回答）						
委 嘱 者	厚生労働大臣 （法第 5 条，児童福祉法第 1 6 条第 3 項）						
委 嘱 日	1 2 月 1 日 （社会・援護局長・児童家庭局長通知）						
任 期	3 年（補欠の委員の任期は，前任者の残任期間） （法第 1 0 条）						
定 数	<p>「主任児童委員配置基準表」（雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長通知）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">民生委員協議会の規模</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">主任児童委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">民生委員・児童委員の定数 3 9 人以下</td> <td style="text-align: center;">2 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">民生委員・児童委員の定数 4 0 人以上</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> </tr> </tbody> </table>	民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数	民生委員・児童委員の定数 3 9 人以下	2 人	民生委員・児童委員の定数 4 0 人以上	3 人
民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数						
民生委員・児童委員の定数 3 9 人以下	2 人						
民生委員・児童委員の定数 4 0 人以上	3 人						
資 格	<p>(1) 市会議員の選挙権を有し，成年に達した者であること。</p> <p>(2) 人格識見が高いこと。</p> <p>(3) 広く地域社会の実情に通じていること。</p> <p>(4) 社会福祉の増進に熱意を有すること。 （法第 6 条）</p> <p>(5) 児童福祉に関する理解と熱意を有し，地域における児童健全育成活動の中心となり，積極的な活動が期待できること。 （雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長通知）</p> <p>(6) 年齢について，新任の場合は 5 5 歳未満を原則とするが，地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であるものとする。また，再任の場合は 7 5 歳未満であること。（委嘱日現在） （雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長通知，要綱実施細目）</p>						
職 務	<p>児童委員の職務について，児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに，児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。 （児童福祉法第 1 7 条第 2 項）</p> <p>【参考】児童委員の職務（児童福祉法第 1 7 条第 1 項）</p> <p>(1) 児童及び妊産婦につき，その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。</p> <p>(2) 児童及び妊産婦につき，その保護，保健その他福祉に関し，サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。</p> <p>(3) 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し，その事業又は活動を支援すること。</p> <p>(4) 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。</p> <p>(5) 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか，必要に応じて，児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。</p>						

民生委員・児童委員及び主任児童委員改選手続の概要



《推薦に係る設置機関の概要》

名 称	任 務	委 嘱 者 等	定 数	開 催 日
世話人会	推薦区会及び推薦分会委員を選考する。	区 長 (依 頼)	4名～6名	～7月下旬
推薦分会	分会の区域の民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者を選考し、推薦区会に推薦する。	市 長 (委 嘱)	6名～12名	8月上旬 ～9月上旬
推薦区会	分会が推薦した民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の適否について、選考審査のうえ市推薦会に推薦する。	市 長 (委 嘱)	6名～12名	8月上旬 ～9月中旬
市推薦会	区会が推薦した民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の適否について、選考審査のうえ市長に推薦する。	市 長 (委 嘱)	12名	10月上旬
市 社 福 審 民 生 委 員 審 査 専 門 分 科 会	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の適否について市長の諮問に答える(一斉改選)ほか、解嘱時に同意を与える。	市 長 (任 命) 社会福祉審議会 委 員 長 (指 名)	10名以内	10月上旬

委員の選出範囲	摘要
区長，区役所・支所の保健福祉センター長， 社会福祉協議会会長，民生児童委員会会長 (要綱第8条第2項)	
それぞれ2名以内 (1) 民生委員 (2) 社会福祉事業の実施に係る関係者 (3) その区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 (4) 学校教育又は社会教育の関係者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 学識経験のある者 (要綱第4条第1項)	区域の実情に通ずる者でなければならない。 (要綱第4条第2項)
それぞれ2名以内 (1) 民生委員 (2) 社会福祉事業の実施に係る関係者 (3) その区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 (4) 学校教育又は社会教育の関係者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 学識経験のある者 (要綱第4条第1項)	区域の実情に通ずる者でなければならない。 (要綱第4条第2項)
それぞれ2名 (1) 民生委員 (2) 本市における社会福祉事業の実施に係る関係者 (3) 本市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 (4) 本市における学校教育又は社会教育の関係者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 学識経験のある者 (市推薦会規則第2条第2項)	区域の実情に通ずる者でなければならない。 (法第8条第2項)
(1) 議会の議員 (2) 社会福祉事業に従事する者 (3) 学識経験のある者 (社会福祉法第8条)	

民生委員・児童委員の定数基準について

平成25年7月8日 雇児発0708第9号 社援発0708第7号

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）により、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条に基づく定数基準が「従うべき基準」から「参酌基準」に改正され、今後、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）は条例でこの基準を定めることとされた。

については、民生委員法第4条の厚生労働大臣の定める基準を下記のとおり定め、平成26年4月1日から適用することとされたので、この基準を参酌して、同3条の区域ごとに、都道府県等で条例を定められたい。

おって、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成13年6月29日雇児発第433号、社援発第1145号本職通知）は、平成26年3月31日をもって廃止する。

なお、都道府県等の条例が制定施行されるまでの間は、なお従前の例による。

記

民生委員法第4条の規定に基づき条例で定める民生委員・児童委員（主任児童委員は除く。）の定数は、次の1の基準を参酌して定めること。この際、都道府県知事は各市区町村長の意見を聴いて市区町村ごとに定めるものとする。なお、主任児童委員の定数については、2を踏まえて適切に算出するものとする。

定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

(民生委員法第4条第1項の規定により都道府県等が条例を定めるに当たって参酌すべき基準)

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員一人
2 中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員一人
3 人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員一人
4 町村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員一人

- (注) 1 本表による市区町村の人口は、地方自治法第254条に規定する人口とする。
 2 市区町村の廃置分合又は境界変更、若しくは所属未定地等の編入があった場合の本表による市区町村の人口は、地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口とする。

(主任児童委員の活動内容を勘案して示す基準)

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

- (注) 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものである。(地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定))

民生委員・児童委員の選任について

昭和37年8月23日 厚生省発社第285号
各都道府県知事, 指定都市市長あて
厚生事務次官通知

第1次改正 昭和55年8月6日

第2次改正 昭和61年9月5日

第3次改正 平成元年9月2日

第4次改正 平成7年4月1日

厚生労働省発雇児0708第10号

厚生労働省発社援0708第4号

第5次改正 平成25年7月8日

民生委員・児童委員は民間篤志家として、また社会福祉行政に対する協力機関として、社会福祉増進のために顕著な成果を挙げつつあるが、近時社会福祉関係諸施策の進展に伴って、民生委員・児童委員の果すべき役割はますます重要度を加えている。従って、民生委員・児童委員の選任に当たって真の適任者を得ることは、この制度にとって最も緊要であると考えられるので、次の事項に留意のうえ適格者の選出に努められたく通知する。

第1 推薦に関する事項

1 民生委員・児童委員の資格要件

- (1) 民生委員の資格要件については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定しているが、民生委員の本分（法第1条）、努力目標（法第2条）、職務内容（法第14条）、職務遂行上の心構え（法第15条）及び職務上の地位の政治的目的への利用禁止（法第16条）に関する諸規定の趣旨も十分考慮のうえ、適格者の推薦に努めること。
- (2) 民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項の規定により、児童委員に充てられることになっているので、児童委員としても適当な者を推薦するよう特に考慮すること。

2 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の選任の適否は、その推薦母体である民生委員推薦会の構成及び運営のいかんによるものであるから、民生委員推薦会委員の委嘱及び民生委員推薦会の運営については特に慎重を期すること。

3 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）は、民生委員・児童委員の選任を慎重に行うために設けられた機関であって、民生委員・児童委員の推薦に関して都道府県知事又は指定

都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）の求めに応じて意見具申を行い、又は民生委員・児童委員の解嘱の具申に関して都道府県知事等に同意を与える等、極めて重要な任務を有するものであるから、単に形式的審査機関にとどまることのないよう留意すること。

第2 委嘱に関する事項

1 推薦手続

民生委員推薦会において民生委員・児童委員候補者の推薦を行う場合の推薦書類は、当該市町村長（特別区の区長を含む。）を経由すること。

2 審査手続

審査専門分科会は、都道府県知事等の求めに応じ、民生委員推薦会から推薦された民生委員・児童委員候補者について慎重に審査を行い、審査が終了した分から逐次その適否について都道府県知事等に意見を述べること。

3 委嘱方法

(1) 都道府県知事等は、民生委員・児童委員に推薦すべき者を決定したときは、速やかに厚生労働大臣に推薦すること。

(2) 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱せられ、様式第1号による辞令が交付されるのであるが、辞令の伝達は都道府県知事等において行うこと。また、都道府県知事等は、民生委員・児童委員の担当区域を定め、様式第2号による辞令を交付すること。

4 再推薦手続

(1) 都道府県知事等は、民生委員推薦会が推薦した者の中に民生委員・児童委員として適当でないと認められる者があるときはもとより、被推薦者よりなお適当な者があると認められる場合においても、再推薦を命ずることができること。

(2) 再推薦を命じても、適当でないと認める者を推薦してきた場合には反覆して再推薦を命ずることができること。

第3 解嘱に関する事項

1 法第11条及び第12条の規定は、任期中、本人の意思にかかわらず民生委員・児童委員を解嘱する場合の規定であって、本人から解嘱の願い出があった場合には、都道府県知事等は、この規定にかかわらず解嘱の具申をすることができること。

2 解嘱手続

(1) 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を解嘱すべきであると決定したときは、速やかに厚生労働大臣に具申すること。

(2) 民生委員・児童委員の解嘱は厚生労働大臣によって行われ、様式第3

号による辞令が交付されるのであるが、辞令の伝達は都道府県知事等において行うこと。

第4 その他

昭和31年8月6日厚生省発社第145号厚生事務次官通知「民生委員の選任について」は、廃止すること。ただし、昭和37年12月1日前に行われる民生委員・児童委員の委嘱又は民生委員・児童委員の解嘱の辞令については、なお従前の例によること。

様式第1号

厚生労働大臣 氏 名 印	年 月 日	民生委員・児童委員を委嘱します	氏 名
-----------------------	-------------	-----------------	--------

様式第2号

(〇〇 〇〇 市 長 氏 氏 名 名 印 印)	年 月 日	〇〇市町村担当を委嘱します	民生委員・児童委員 氏 氏 名 名
--	-------------	---------------	-------------------------------

様式第3号

厚生労働大臣 氏 名 印	年 月 日	民生委員・児童委員を解嘱します	氏 名
-----------------------	-------------	-----------------	--------

民生委員・児童委員選任要領

平成22年2月23日 厚生労働省雇児発0223第1号，社援発0223第2号

各都道府県知事，指定都市市長，中核市市長宛

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長通知

[改正] 平成22年10月7日 雇児発1007第2号，社援発1007第7号

平成25年7月8日 雇児発0708第12号，社援発0708第5号

第1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は，社会奉仕の精神を持って，常に住民の立場に立って相談に応じ，必要な援助を行うことで，社会福祉の増進に努めるものである。

第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については，民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが，民生委員・児童委員制度にとって，適任者を得ることが最も重要であるため，法第1条，第2条，第14条，第15条及び第16条の趣旨のほか，次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また，男女比の極端な偏りが無いよう留意するとともに，将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお，年齢要件については，地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるため留意すること。

また，現任の者を再任する場合は，民生委員・児童委員としての，これまでの活動実績も十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み，人格識見ともに高く，生活経験が豊富で，常識があり，社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており，その地域の実情を十分承知していることに加え，地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており，健康であって，民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し，人種，信条，性別，社会的門地によって，差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ，個人の生活上，精神上，肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護，保健その他福祉の仕事に関心をもち，児童の心理を理解し，児童に接触して指導することができ，また児童から親しみをもたれる者

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続に当たっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会(以下「推薦会」という)によるところが大きい。推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令(昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。)第1条、第2条のほか、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条のほか、それぞれ次の事項も参考として、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。

1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに推薦会委員を委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、現在、民生委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは、差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用

した場合には解嘱されること。

2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、都道府県知事等が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すこと。また、定数どおりに適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適格者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること。
- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の委嘱手続については、法第5条に規定されているところであるが、都道府県知事等が民生委員・児童委員の適否に関する意見を聴取するよう努めることとしている地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）の果たす役割は重要であることから、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。）第2条のほか、次の事項も考慮し、審査専門分科会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

- 1 審査専門分科会委員は、地方社会福祉審議会の委員（議会の議員，社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから任命）のうちから委員長が指名することとされているが、審査専門分科会委員の構成については、専門的な知見等が反映されることにより公正中立な審査が確保できるよう留意すること。
- 2 審査専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 3 審査専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。

第6 委嘱手続に関する留意事項

- 1 一斉改選に伴う推薦に当たっては、その重要性に鑑み、審査専門分科会の意見を聴取した上で行うことが望ましいこと。
- 2 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿（様式第1号）を地方厚生（支）局長に提出すること。
- 3 委嘱辞令の伝達は都道府県知事等において、できるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう配慮すること。
- 4 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。
- 5 委嘱された後は「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を踏まえ、地域の実情に応じて適切に研修を行うこと等により、民生委員・児童委員として、職務に必要な知識及び技術を修得することで資質の確保・向上に努めるとともに、活動意欲の醸成を図ること。

第7 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
 - (2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
 - (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。

なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関らず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。

- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事等に内申することができること。
- 3 都道府県知事等は民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、審査専門分科会委員の意見を聞く前に、

市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。

- 4 法第12条第1項の規定により、審査専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 6 審査専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事等に通知すること。
- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聞くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 都道府県知事等は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）（様式第2号）を地方厚生（支）局長に提出すること。

様式第1号

民生委員・児童委員推薦名簿

都道府県, 指定都市・中核市名

市町村名	氏名	年齢	性別	職業	経験年数	新任・再任の別	委嘱年月日	備考

様式第2号

民生委員・児童委員解嘱具申書(死亡届)

都道府県, 指定都市・中核市名

市町村名	氏名	年齢	性別	職業	経験年数	解嘱(死亡)年月日	解嘱理由

主任児童委員の選任について

平成13年11月30日 厚生労働省発雇児第414号

各都道府県知事，指定都市市長，中核市長宛

厚生労働事務次官通知

本日、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」が公布され、平成13年12月1日より、同法中児童委員に関する改正規定が施行されるところである。

この規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第3項及び第4項の規定に基づき、厚生労働大臣は、都道府県知事（同法第59条の4の規定により都道府県知事の事務を処理することとされた指定都市及び中核市の市長を含む。）の推薦を受けて、主任児童委員を指名することとなるが、当該推薦を行うに当たっては、次の事項に留意の上、適任者の選出に努められたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものであることを、念のため申し添える。

1 推薦の基準

児童福祉法第12条の2第2項に規定される職務を行う者として、児童福祉に関する理解と熱意を有し、区域を担当する児童委員と一体となり、積極的な活動を行うことができると認められる者を主任児童委員として推薦すること。

2 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

民生委員法第5条の規定に基づく都道府県知事（同法第29条の規定により都道府県知事の事務を処理することとされた指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）による厚生労働大臣に対する民生委員・児童委員の推薦及び民生委員推薦会による都道府県知事に対する民生委員・児童委員の候補者の推薦は、同法第6条第2項の規定により、主任児童委員として指名されるべき者を明示して行うこと。

(2) 指名手続

主任児童委員は、厚生労働大臣から指名された場合においては、別紙様式による辞令が交付されることとなるが、辞令の伝達は、都道府県知事において行うこと。

(別紙様式)

民生委員・児童委員	氏	名
主任児童委員に指名します		
年	月	日
厚生労働大臣	氏	名
		印

主任児童委員選任要領

平成13年11月30日 厚生労働省雇児発第762号，社援発第2115号
各都道府県知事，指定都市市長，中核市市長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長通知

[第1次改正] 平成16年7月6日 厚生労働省雇児発第0706006号，社援発第0706012号

[第2次改正] 平成19年8月10日 厚生労働省雇児発第0810007号，社援発第0810004号

[第3次改正] 平成22年2月23日 厚生労働省雇児発0223第3号，社援発0223第6号

1 定数

主任児童委員の定数は，平成13年6月29日雇児発第433号社援第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

なお，地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等，地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は，昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し，かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し，また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し，地域における児童健全育成活動の中心となり，積極的な活動が期待できる者を選出すること。
 - ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者
 - ③ 保健師，助産師，看護師，保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動，少年スポーツ活動，少年補導活動，PTA活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め，民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- (3) 原則として，55歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の「民生委員・児童委員選任要領」の様式第1号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第1号を地方厚生（支）局長に提出すること。なお、指名の解除は、様式第2号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、平成13年11月30日厚生労働省発雇児第414号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県知事において行うこと。

様式第1号

主任児童委員の(指名・指名の解除※)について

都道府県, 指定都市・中核市名

市町村名	氏名	年齢	性別	職業	経験年数	指名・指名の解除を行う年月日	指名・指名の解除を行う理由	備考

※該当する方に○をしてください。

様式第2号

<p>民生委員・児童委員 氏名</p>	<p>主任児童委員の指名を解除します</p>	<p>年 月 日</p>	<p>厚生労働大臣 氏名</p>
			<p>印</p>

民生委員法

昭和23.7.29 法律第198号

直近改正 平成25.6.14 法律第 44号

本文は地方自治法第252条の19第1項、民生委員法第29条、地方自治法施行令第174条の27及び公職選挙法附則（平成27年6月19日法律第43号）第8条の規定により、読み替えたものである。

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

第2条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、指定都市の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合には、指定都市の市長は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第5条 民生委員は、指定都市の市長の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 指定都市の市長は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、指定都市に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当っては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者であって成年に達した者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 指定都市の市長及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第7条 指定都市の市長は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により指定都市の市長が再推薦を命じた場合において、その日

から20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、指定都市の市長は、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前3項で定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第9条 削 除

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。

ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、指定都市の市長の具申に基いて、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

(3) 民生委員たるにふさわしくない非行のあった場合

2 指定都市の市長が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第12条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第13条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

(2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

(3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

(5) 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）

その他の関係行政機関の業務に協力すること。

- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

- 2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第17条 民生委員は、その職務に関して、指定都市の市長の指揮監督を受ける。

- 2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第18条 指定都市の市長は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第19条 削 除

第20条 民生委員は、指定都市の市長が定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもって1区域としなければならない。

第21条から第23条まで 削 除

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 - (2) 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - (3) 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - (4) 必要な資料及び情報を集めること。
 - (5) 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
 - (6) その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
 - 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
 - 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会

に出席し、意見を述べることができる。

第25条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長1人を定めなければならない。

2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前2項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第26条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、指定都市がこれを負担する。

第27条 削 除

第28条 国庫は、第26条の規定により指定都市が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第29条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第29条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

児 童 福 祉 法 (抄)

昭和22.12.12 法律第164号

直近改正 令和 2.6.10 法律第 41号

- 第16条 【児童委員】** ① 市町村の区域に児童委員を置く。
- ② 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

- 第17条 【児童委員の職務】** ① 児童委員は、次に掲げる職務を行う。
- 1 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 2 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 3 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 4 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 5 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- ③ 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

- 第18条 【市町村又は児童相談所と児童委員との関係】** ① 市町村長は、前条第1項又は第2項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。
- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第18条の2【児童委員の研修】 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

第18条の3【命令への委任】 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第25条【要保護児童発見者の通告義務】 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第25条の8【福祉事務所長の採るべき措置】 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第25条第1項の規定による通告又は前条第2項第2号若しくは次条第1項第4号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 2 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 3 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第24条第5項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 4 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 5 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

民生委員法施行令

昭和23.8.10 政令第226号

直近改正 平成25.6.14 政令第183号

- 第1条** 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。
- 2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が左の各号の1に該当する場合においては、任期中であっても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。
- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。
- 第2条** 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。
- 第3条** 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。
- 第4条** 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 第5条** 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。
- 第6条** 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。
- 2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。
- 第7条** 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。
- 第8条から第10条まで** 削 除
- 第11条** 民生委員協議会の会長の任期は、1年とする。
- 2 会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。
- 第12条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、民生委員法第29条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の27に定めるところによる。
- 2 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）において、民生委員法第29条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第174条の49の3に定めるところによる。
- 第13条から第16条まで** 削除
- 附 則（省略）

京都市民生委員の定数に関する条例

京都市条例第137号

民生委員法第4条第1項の規定により、民生委員の定数は、200以上300以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準とし、本市の区域の実情に応じて市長が定める数とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

京都市民生委員の定数に関する要綱

京都市民生委員の定数に関する条例に規定する市長が定める数は、2,728人とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

京都市民生委員推薦会規則

昭和23. 8.12京都市規則第75号(制定)

昭和28. 10.1 " 第77号(全部改正)

平成25. 10.1 " 第42号(全部改正)

平成26. 6. 1 " 第2号(一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法及び民生委員法施行令に定めるもののほか、京都市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推薦会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、市長が次に掲げる者のうちからそれぞれ2人ずつ委嘱し、又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 本市における社会福祉事業の実施に係る関係者
- (3) 本市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (4) 本市における学校教育又は社会教育の関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験のある者

(副委員長)

第3条 推薦会に副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 副委員長の任期は、推薦会においてこれを定める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、推薦会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

京都市民生委員推薦区会及び同分会設置要綱

昭和43.9市長決定

改正 昭和55.9 平成10.9 平成13.3 平成26.6 平成29.5 令和元.6 令和4.7

(目的)

第1条 京都市民生委員推薦会（以下「市推薦会」という。）が行う本市民生委員・児童委員候補者の推薦を、慎重かつ適格に行うため、区の区域ごとに京都市民生委員推薦区会（以下「区会」という。）を、民生委員協議会の区域ごとに京都市民生委員推薦分会（以下「分会」という。）を設置する。

(推薦)

第2条 区会及び分会が行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 区会は、分会が推薦した民生委員・児童委員候補者の適否について審査選考し、市推薦会に推薦すること。
- (2) 分会は、民生委員・児童委員候補者を選考して区会に推薦すること。
- (3) その他民生委員・児童委員候補者の選考及び推薦に関し必要と認められること。

(定数)

第3条 区会及び分会の委員（以下「委員」という。）の定数は区会、分会とも6人以上12人以内とする。

(委嘱及び任命)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうち、それぞれ2人以内を市長が委嘱又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に係る関係者
- (3) その区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (4) 学校教育又は社会教育の関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験のある者

2 委員は、区会にあつては当該区の区域、分会にあつては当該民生委員協議会の区域の実情に通ずる者でなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命後、民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われる年の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員、会議の運営等)

第6条 区会及び分会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。委員長及び副委員長は委員の互選とする。

2 委員長及び副委員長の任期並びにその職務は、市推薦会委員長、副委員長のそれに準ずる。会議及び議事の運営等についても同様とする。

(幹事及び書記)

第7条 区会及び分会に幹事及び書記若干名を置き、区会にあつては区長が、分会にあつては区長又は担当区長が任命する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

(世話人会)

第8条 委員を選考するため、区ごとに世話人会を設けるものとする。

2 世話人会は、区長、区役所・支所の保健福祉センター長、社会福祉協議会会長及び民生児童委員会会長をもって組織する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要と認める事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和43年10月1日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、昭和55年9月16日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、平成10年9月9日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、平成13年3月16日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、平成26年6月1日から実施する。

附 則

この要綱の改正部分は、平成29年5月8日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の改正部分は、令和元年6月1日から実施する。

(任期の末日の特例)

2 この要綱の改正前に委嘱または任命された委員の任期については、第5条の規定にかかわらず、令和元年6月30日までとする。

附 則

この要綱の改正部分は、令和4年7月1日から実施する。

要綱実施細目

昭和43.9 市長決定

改正 昭和55.9 昭和58.9 昭和61.7 平成元.8 平成4.7 平成7.8 平成10.9
平成16.8 平成19.8 平成22.7 平成26.6 平成28.5 平成29.5
令和元.6 令和4.7

第1 要綱実施の基本方針

京都市民生委員推薦区会及び同分会設置要綱（以下「要綱」という。）は、民生委員・児童委員の選出にあたって民生委員法（以下「法」という。）に定める職務のほか社会福祉における生活保護や支援を要する者に対する各種の支援施策と住民の主体的支援活動との協力関係の積極的推進役を果たし得る民生委員・児童委員の選考を、慎重、かつ適格に行うために定められたものであることに留意すること。

第2 区会及び分会の整備並びに委員委嘱要領について

- 1 要綱第4条各号により委員を求めることは、それぞれの利益代表者を求める趣旨ではなく、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見して推薦することを期待するものであること。
- 2 委員を、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。
- 3 委員は、その職務上の地位を政党又は政治目的に利用してはならないこと。
- 4 委員が、その職務上の地位を政治目的のために利用した場合は解嘱されること。
- 5 要綱第4条の分会の委員中、5号（関係行政機関の職員）については、地区の実情にかんがみ適当な該当者のない場合は、これを省いても差し支えないこと。
- 6 女性を積極的に委嘱すること。
- 7 委員を、民生委員・児童委員に推薦することは避けること。ただし、現在民生委員・児童委員である者が区会及び分会の委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは差し支えないこと。
なお、民生委員・児童委員の中から区会及び分会の委員として委嘱する者は、真に民生委員・児童委員を代表し得る最適任者を委嘱すること。
- 8 市推薦会委員を分会、区会の委員に委嘱すること並びに区会及び分会の委員を重複して委嘱することは避けること。
- 9 関係行政機関の職員として、健康長寿推進課、障害保健福祉課、生活福祉課及び子どもはぐくみ室の職員を任命するときは、地区担当員を当該担当地区分会委員とすることは避けること。

- 10 区役所・支所の保健福祉センター長（以下「保健福祉センター長」という。）及び健康長寿推進課長は、所管の区会及び分会の委員になることは適当でないこと。
- 11 要綱第4条第1項の各号の規定により、委嘱又は任命された者が、その時点の資格を喪失したときは、委員の資格を失うものとする。なお、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 12 区会及び分会は常に整備されている必要があるので、欠員が生じたときは直ちにこれを補充すること。
- 13 民生委員・児童委員改選に伴う新委員の任期の始期は、それぞれの世話人会における意見を踏まえて決定すること。

第3 区会及び分会の運営並びに推薦手順について

- 1 民生委員・児童委員の候補者の推薦について必要が生じたときは、区会には区長が、分会には区長又は担当区長が、それぞれすみやかに通知すること。
- 2 前項により通知を受けた区会及び分会は、そのつどすみやかに民生委員・児童委員候補者を選考し推薦すること。
- 3 委員は、諸団体の利益代表ではないから、その団体の意思決定に影響されることなく、区会及び分会の自主的かつ健全な運営を図ること。
- 4 委員以外の者の代理出席は認められないこと。
- 5 保健福祉センター長は、その職務上、区会及び分会に出席し意見を述べることができること。
- 6 議事が、委員の一身上にわたるときは、当該委員は退出すること。
- 7 区会は、必要に応じ、分会委員長の出席を求めて意見を聞くことができること。
- 8 委員長は、議決権を有しないこと。可否同数の場合は、委員長に決定権があること。
- 9 会議は非公開とし、委員、その他の関係者は秘密を厳守すること。
- 10 会議の状況は詳細に記録し保存すること。
- 11 区会及び分会の召集は、それぞれ委員長が行うこと。ただし、改選に伴う新しい区会及び分会の召集については、委員長がまだ互選されていないので区会については区長が行い、分会については区長又は担当区長が行うこと。
- 12 要綱第2条による区会から市会への民生委員・児童委員候補者の推薦は、区長を経由すること。
- 13 民生委員・児童委員候補者の推薦は、民生委員・児童委員候補者推薦書および推薦調書により行い、定数をこえて推薦するときは、推薦書に順位

を付すこと。

- 14 区会から市推薦会へ民生委員・児童委員候補者を推薦するときは、民生委員・児童委員候補者推薦書を15部、推薦調書は1部を添えること。
- 15 改選に伴う民生委員・児童委員候補者の推薦は、分会及び区会での選考手続きを経て、9月20日までに市推薦会へ推薦すること。

第4 民生委員・児童委員の選考、推薦について

1 民生委員改選の趣旨

改選は、現在の民生委員・児童委員の一斉の退職を求める趣旨ではないから、現在の民生委員・児童委員の中の適格者は再選されること。また、現任者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

2 適格要件等

- (1) 民生委員・児童委員としての適格者は、おおむね、次の各号に掲げる要件を具備する者であること。

ア 地域住民の人間尊重を基盤とした社会連帯の意識を高め、社会奉仕の心情、態度を育てるとともに、社会福祉についての理解と関心を深め、住民参加による地域福祉の推進を図ることが今日重要な課題となっているので、特にこれらの問題についても十分な理解と関心を有し、かつ積極的な活動ができる者

イ 責任感が強く、民生委員協議会はもとより、各種の関係集會に積極的に出席し、幅広い視野に立って地区の福祉増進の推進者となれる者

ウ 本市の議会の議員の選挙権を有し、その地区に相当期間居住し、その地区の実情をよく知っており、また知りやすい立場にあつて、かつ、地区の人々からの信望があり、地区の人々が生活のこと、子供のこと、身の上のこと等何ごとにもよらずいつでも気軽に相談に行きやすい者
ただし、その地区に相当期間居住していない者であっても、上記に準じており、区会及び分会が適格者であると判断する場合は、この限りではない。

エ 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術をもち、具体的な相談・支援・調査活動の実行力があり、かつこれらの記録を作成できる者

オ 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみを持たれる者

カ 高齢者、心身障害者等の福祉に理解と熱意を有し、積極的な活動が期待できる者

- キ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- ク 生活が安定していて、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (2) 次に掲げる者は、民生委員・児童委員として不適格であること。
- ア 本来の業務が多忙なため、または、高齢、病弱、長期出張のため、民生委員・児童委員としての職務を行うことに支障のある者
- イ 破廉恥罪等民生委員・児童委員たるにふさわしくない非行のあった者
- ウ 民生委員・児童委員としての立場や活動を一党一派や自己の政治目的のために利用するおそれのある者
- (3) 民生委員・児童委員の若返りについて
- 民生委員・児童委員が地域社会の信頼を得て、住民の期待にこたえるためには、自主性・奉仕性・地域性の三原則に則った活発な行動力と住民生活の実態に即応した柔軟な指導力が強く要請されていることを踏まえ、その若返りを推進するよう努めること。
- 具体的には次の基準により選出すること。
- ア 現在、民生委員・児童委員でない者を新たに選任する場合には、原則として65歳未満の者（主任児童委員については原則として55歳未満の者）を選出するが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であるものとする。
- イ 現在の民生委員・児童委員の中から選任する場合には、75歳未満の者を選出すること。
- (4) 次の各項についても留意すること。
- ア 日常の地域福祉活動は、地域実態の的確な把握を前提とするものであるから、民生委員・児童委員が地域的に偏在することのないよう留意すること。
- イ 適格者が定数どおり得られない場合においても、便宜的に不適格者を選任しないこと。
- ウ 国又は地方公共団体の職員については、真に適格者である場合は推薦して差し支えないが、本来の職務が福祉関係法の実施機関、たとえば、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所等にあるものは避けること。
- エ 各推薦会委員を、民生委員・児童委員候補者として選考することは避けること。ただし、現在民生委員・児童委員である者が委員となっている際はこの限りでないこと。

社会福祉法(抄)

昭和26.3.29法律第45号
直近改正 令和 4.3.31法律第12号

(地方社会福祉審議会)

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

児童委員の活動要領について

平成16年11月8日 厚生労働省雇児発第1108001号
各都道府県知事，指定都市市長，中核市市長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

児童委員の活動要領

第1 児童委員の任務と心構え

1 児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童，妊産婦，母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として，住民，団体と協力してその推進を図り，児童福祉施設，地域において児童の健全育成を行う者等と連携し，これを支援するとともに，児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童，妊産婦，母子家庭等の福祉の増進に関し，都道府県，市区町村（特別区を含む。以下同じ。），児童相談所，福祉事務所（家庭児童相談室を含む。以下同じ。），保健所等の関係機関と連携し，その業務に積極的に協力する。なお，児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが，その担当区域をまたがる事案については，当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

2 児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識，技術の向上

地域における児童，妊産婦，母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ，その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度，サービスについての知識，相談等についての技術を高める。

(2) 住民，関係機関との円滑な関係

地域住民，団体，関係機関等との良好な関係を維持することにより，円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的，総合的に把握し，適切な判断に基づく支援が進められるよう，市区町村，児童相談所，福祉事務所，保健所等の関係機関と連携しつつ，誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童，妊産婦，母子家庭等の人権を尊重し，児童及び保護者の立場に立ち，その立場を理解し，お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また，職務上知り得た秘密が十分保護されるように留意しながら，社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 児童委員の活動

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるように努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域内において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票を参考に正確に記録を行うよう努める。なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

2 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金、寡婦福祉貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親（短期里親を含む。以下同じ。）の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

① 妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。

② 市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

① 児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。

② 児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。

③ 地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力を行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらを行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

① 児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市区町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。

② 俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等に

ついて住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 児童虐待への取り組み

近時、児童虐待による死亡事故が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生防止

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し、当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。

なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機

関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

5 意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合には、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

6 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市町村長に報告する。

第3 主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する者とされており、原則として区域を直接担当しない取り扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

1 関係機関と児童委員との連絡調整

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであ

ること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等を行わないことを原則とする。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に則した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連携をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

児童虐待の防止等に関する法律(抄)

平成12.5.24法律第82号
直近改正 令和 2.6.10法律第41号

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

